

令和元年度法令改正一覧**一般高圧ガス分抜粋****(1) 一般高圧ガス保安規則関係****(1)-1 水素スタンドにおける水素充填による高圧ガス販売の技術基準から保安台帳作成を削除【一般則（第40条）】（平成31年1月11日公布・施行）**

高圧ガスの販売に関する技術基準について、水素スタンドにおける燃料電池自動車への水素充填を行う場合については、保安台帳策定の対象外とする。

(1)-2 圧縮水素スタンドにおける販売主任者の選任要件の例外追加【一般則（第72条）】（平成31年1月11日公布・施行）

販売主任者の選任要件の規定において、製造と販売を行う者が別の事業者であっても、第一種製造事業者が販売業者の販売に際しての保安に関する業務の管理を適切に実施出来る体制が整備されていることが契約及び危害予防規程において確認出来る水素スタンドにおける水素の販売を販売主任者選任の例外とする。

(1)-3 定置式圧縮水素スタンドに関する保安検査方法として民間規格を指定（平成31年1月11日公布・施行）

定置式圧縮水素スタンドの保安検査基準（KHK/JPEC S 0850-9(2018)）が、既に保安検査方法として指定されている他の検査基準と同様に高圧ガス保安協会の規格委員会において、定められたプロセス（学識者、メーカー、行政関係者等からなる有識者委員会での検討やパブリックコメント、レビュー）を経て、取りまとめられたため、保安検査方法を定める告示において指定する。なお、民間の保安検査基準の内容は以下のとおり。

・圧縮水素スタンドの設備のうち、一般的な高圧ガス設備と共通の設備についての保安検査方法については、一般的な高圧ガス設備の検査方法として告示指定されているKHK S 0850-1(2017)の検査方法を同様のものを規定

・圧縮水素スタンドに固有の設備に関する保安検査方法については、水素スタンドの特性を踏まえた方法を規定

例：高圧水素の影響を受けない材料を用いた設備については、水素純度などの管理を行っている場合（蓄圧器の場合は、これに加えて非破壊検査を実施している場合）に限り、内部の目視検査を不要とする等

(1)-4 液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに関する技術基準の整備（平成31年3月29日公布・施行）

圧縮水素スタンドに係る高圧ガス製造施設について法第8条第1号及び第2号の高圧ガスの製造に係る技術上の基準は、一般則第7条の3、コンビ則第7条の3により規定されている。当該基準は圧縮水素スタンド内の圧縮水素の圧力が82メガパスカル以下であるもの（液化水素を使用する場合はその圧力が1メガパスカル以下のもの）に適用されている。※ 1 これまでは、液化水素の使用は貯槽から気化するまでの範囲に限定され、気化後圧縮した水素が燃料電池自動車への充填に用いられていたことから、技術基準もそれに対応したものとなっている。

近年、液化水素を液体のままポンプにより高圧に昇圧した後に気化させることで高圧の圧縮水素を製造する方法（液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンド）が実用化された。これに対応し、液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおいて実施すべき安全対策を事業者のリスクアセスメントを踏まえた検証をもとに取りまとめたことから、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに必要な安全対策

等を圧縮水素スタンドの技術基準に追加する改正を行う。

※ 1 : 適用範囲を満たさない設備については、一般則第6条の基準等で許可を受ける必要がある。

※ 2 : 今回のリスクアセスメントは、高圧ガス保安法の許可が必要な第1種製造者の圧縮水素スタンドを前提としたものであるため、第二種製造者の圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドは対象外。

(1)-5 処理能力30m³以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドに関する防火壁の設置等の不要化【一般則、基本通達】（令和元年12月20日公布・施行）

一般則第7条の3第2項第4号において、処理能力100 m³以上である第一種製造者の圧縮水素スタンドについて、圧縮水素スタンドに隣接する敷地外で火災が発生した際には、その影響を緩和するための措置として、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ2メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずることと定めている。また、一般則第11条第5号において、処理能力30 m³以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドについては、これを準用し、防火壁の設置等が必要とされている。今回、処理能力30 m³以上である第二種製造者の圧縮水素スタンドについて、貯蔵能力に応じた基準の検討を行った結果、貯蔵能力が300 m³未満である場合について、隣接の敷地外で発生した火災の影響を受ける前に設備を安全に停止し、設備内の水素を安全に放出させることが十分可能であるとの結論が得られたことから、貯蔵能力が300 m³未満の場合については、防火壁の設置等を不要とするよう法令上措置するものである。

(2) 容器保安規則関係

(2)-1 冷媒用容器（FC容器）に充填できるガスの定義方法の見直し（平成31年4月22日公布・平成31年5月1日施行）

冷媒用容器（FC容器）に充填できるガスの定義方法見直し

FC容器（FC一類容器、FC二類容器、FC三類容器）は、多種の冷媒（液化フルオロカーボン）を充填できる容器であり、広く使用されています。新たに開発された冷媒を迅速に位置づけできるよう、個別に掲名することを廃止し、FC容器に充填可能なガスの判断基準として「一定温度における圧力」を規定することで、いずれのFC容器に充填できるか判断できるようにいたしました。

(用語の定義) 第二条第一項二十号、二十一号、二十二号(改訂及び新設)

二十 FC一類容器 液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であつて次のいずれにも該当するものを充填する容器

イ 温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が三・〇メガパスカル以下であるもの

ロ 温度六十度における圧力の数値が二・四メガパスカル以下であるもの

二十一 FC二類容器 液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であつて次のいずれにも該当するもの又は前号に掲げるガスを充填する容器

イ 温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が四・〇メガパスカル以下であるもの

ロ 温度六十度における圧力の数値が三・二メガパスカル以下であるもの

二十二 FC三類容器 液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であつて次のいずれにも該当するもの又は前二号に掲げるガスを充填する容器

イ 温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が五・〇メガパスカル以下であるもの

ロ 温度六十度における圧力の数値が四・〇メガパスカル以下であるもの

(2)-2 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の定義新設等【容器則、一般則、コンビ則、国際容器則、容器則告示、基本通達関係】(令和元年11月12日公布・令和2年4月1日施行)

イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の定義

継目なし容器であって、圧縮水素を充填できるものとして製造された自動車燃料装置用容器を、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器と定義する。

ロ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の容器再検査における規格及び検査方法

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の容器再検査における規格は、容器ごとに容器則告示で定める外観検査、漏えい試験及び超音波探傷試験に合格するものであることとし（超音波探傷試験は、充填可能期限を延長しようとする場合にのみ行う）、その方法を定める。

ハ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器等の再検査合格時の刻印等

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器が容器再検査に合格した場合の刻印等は、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器等と同じ方式によるものとする。超音波探傷試験に合格した場合は、さらに、超音波探傷試験に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器等製造業者が定めた日を新たな充填可能期限とし、これを刻印するものとする。

(2)-3 自動車燃料装置用容器の氏名等表示方法の明確化【容器則、国際容器則、容器則告示、基本通達関係】(令和元年11月12日公布・令和2年4月1日施行)

容器則及び国際容器則において、自動車燃料装置用容器に係る氏名等の表示義務を、以下の通り整理する。

【原則】

- 1)自動車燃料装置用容器であって、車載状態であるもの：表示は不要
- 2)自動車燃料装置用容器であって、非車載状態であるもの：表示は必要

【例外】

- 1)自動車燃料装置用容器であって、車載状態であるが、自動車の所有者又は管理者と容器の所有者又は管理者が異なるもの：表示は必要
- 2)自動車燃料装置用容器であって、非車載状態であるが、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装置する者又は当該容器の譲渡のみを目的として所有又は管理されるもの：表示は不要

(2)-4 標章の掲示の方法の合理化【容器則、基本通達関係】(令和元年11月12日公布・令和2年4月1日施行)

法第45条第1項の刻印をすることが困難な容器については刻印の代わりに標章の掲示をしなければならない（法第45条第2項）。標章の掲示の方法は、特定の容器を除き、「票紙に表示したものをフープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式」か「アルミニウム箔に打刻したものを容器胴部の外側に貼付する方式」のみ認められている。

一方で、容器の充填可能期限中に消えないような方式であれば、容器の安全確保上支障がないことから、昨年11月に国際容器則告示を改正し、国際容器則に定める自動車燃料装置用容器については、適当な材質の票紙に表示したものを容器胴部の外側に貼付する方式を認めることとした。容器則に定める自動車燃料装置用容器についても、安全確保に関わる差異はないことから、これらの容器について適当な材質の票紙に表示したものを容器胴部の外側に貼付する方式を認めることとする。

(2)-5 容器再検査のための充填行為等に係る解釈の明確化【基本通達関係】(令和元年11月12

日公布・令和2年4月1日施行)

圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド並びに移動式圧縮水素スタンド等において容器再検査の準備のみを目的として実施する充填行為等については、「高圧ガスの製造」に該当しない「再検査充填」等である旨を明記するとともに、当該行為において、保安の確保のために注意すべき事項を明記する。

(2)-6 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る容器再検査方法の設定【容器則告示関係】（令和元年12月27日公布・令和2年4月1日施行）

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る容器再検査のうち、超音波探傷試験の方法を定める。

(2)-7 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る技術基準の例示基準化【容器則例示基準関係】（令和元年12月27日公布・令和2年4月1日施行）

一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準 (JARIS003(2018))」を、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の製造方法・検査方法等を定める例示基準として、容器則例示基準に位置付ける。